



# TNY India Newsletter

2024/11/26  
No.16

## CONTENTS

- 1 はじめに
- 2 労働災害に関する法規制について
- 3 2024年10月の主な法律・規則、ガイドライン等の改正・制定情報
- 4 編集後記

## はじめに

本ニュースレターでは、法律・規則等の改正・制定情報や日系企業様に関係するインド法の概要を紹介させていただきます。今月号では、10月の法律・規則等の改正・制定情報と労働災害に関する法規制についてご紹介いたします。

本ニュースレターの受信者の皆様にとって関心のあるテーマのご要望がございましたら、shumpein@tnygroup.biz までご連絡頂けますと幸いです。

## 労働災害に関する法規制について

労働者が職務に関して事故に遭い負傷又は死亡した場合、労働災害となる可能性があります。今回は、労働災害と労働災害が生じた場合の補償について規定している労働者国家保険法（Employees State Insurance (ESI) Act, 1948）（以下、「労働者国家保険法」）について説明します。実際に事故が起きる前に労働災害に関する法制度を理解しておくことが望ましいといえます。

### 1. 目的・適用対象

労働者国家保険法は、労働者の病気、出産、業務上の負傷、その他これらに関連する一定の事項に対して国家保険基金からの保険金の給付を行うことを目的とする法律です。10人以上の労働者が雇用されている工場、10人以上が雇用されるホテル、レストランなどの事業所において、月給INR21,000以下のインド人労働者に適用され、一時的に雇用される者、一時的に派遣される者も含まれます（労働者国家保険法2条(9)）。

### 2. 労働災害

労働者国家保険法では、労働災害（employment injury）とは、事故又は業務上の疾病がインド国内外で発生したかどうかに関わらず、被保険者である労働者の雇用に起因する事故又は業務上の疾病による人身傷害をいいます（労働者国家保険法2条(8)）。

障害の場合は、事故の翌日から起算して3日以上の一時的な障害を負った労働者、及び全体又は部分的に永続的な障害を負った労働者は保険給付金を受給する権利を有します（労働者国家保険法51条）。裁判例によれば、障害給付金の請求が認められるには、①事故があったこと、②事故と雇用に因果関係があること、③事故が雇用中に生じたことを労働者が証明する必要があるとされています。労働者が使用者の明示的または黙示的な許可を得て、職場へ又は職場からの移動において、何らかの乗り物で発生した事故は、労働者が当該乗り物で移動する義務を負っていた場合は、雇用に起因して発生したものとみなされます（労働者国家保険法51C条）。

疾病の場合は、労働者国家保険法の付則に規定される特定の業務に従事する労働者が同じく当該付則に規

定される特定の疾病に罹患した場合は、反対の証明がない限り業務上発生した労働災害とみなされます（労働者国家保険法52A条(1)）。特定の疾病としては、圧縮空気での作業により引き起こされる病気、鉛・水銀・リン・ベンゼン・ヒ素・放射性物質又は有毒化合物によって引き起こされる病気、赤外線による白内障、皮膚疾患、聴覚障害、極度に暑さによる熱の影響による病気、極度の寒さによる病気など37種類の疾病があり、それらの疾病を引き起こす可能性のある業務において、当該疾病に罹患した場合は、労働災害の対象になり得ます。

### 3. 使用者（工場の占有者）のコンプライアンス

雇用中に発生した事故により人身障害を負った全ての労働者は、事故発生後、できる限り早く書面又は口頭で当該事故を使用者に通知しなければならず（労働者国家保険法規則65条(1)）、使用者は一番近い保険医療官に対して所定の方式による報告を行う必要があります（労働者国家保険法規則68条(1)）。この報告は、使用者は、労働者の通知から24時間以内に報告する必要があります。死亡、又は永続的な障害を引き起こす可能性のある事故の場合は、直ちに報告しなければなりません（同項）。

### 4. 罰則

労働者国家保険法に基づく支払を回避するために故意に虚偽の陳述・報告等を行った者は、最大6カ月の禁固若しくはINR2,000以下の罰金、又はその両方が科されるおそれがあります（労働者国家保険法84条）。保険掛金を支払わなかった場合は、3年以下の禁固が科されるおそれがあります（労働者国家保険法85条）。労働者の給与から使用者の保険掛金を控除した場合やその他の労働者国家保険法の規定に違反した場合は、1年以下の禁固若しくはINR4,000以下の罰金、又はその両方が科されるおそれがあります（同条）。

## 2024年10月に発出された主な法令やガイドライン等の情報（10月1日～10月31日）

Issue Date	Title	Issuing Ministry
Oct 04	Draft circular on Forms of Business and Prudential Regulation for Investments	Reserve Bank of India
Oct 10	Circular on Submission of information to Credit Information Companies (CICs) by ARCs	Reserve Bank of India
Oct 10	Circular on Implementation of Credit Information Reporting Mechanism subsequent to cancellation of license or Certificate of Registration	Reserve Bank of India
Oct 11	Circular on Facilitating accessibility to digital payment systems for Persons with Disabilities - Guidelines	Reserve Bank of India
Oct 18	Reserve Bank of India (Access Criteria for NDS-OM) Directions, 2024	Reserve Bank of India
Oct 19	Circular on Designation of one organization under Section 35(1) (a) and 2(1) (m) of the Unlawful Activities (Prevention) Act, 1967 and its listing in the First Schedule of the Act- Reg.	Reserve Bank of India
Oct 28	Circular on directions for Central Counterparties (CCPs)	Reserve Bank of India
Oct 30	Note Sorting Machines: Standards issued by the Bureau of Indian Standards	Reserve Bank of India

Oct 16	Process improvements under SEBI's initiative make sale proceeds available to Foreign Portfolio Investors (FPIs) on settlement day itself	Securities Exchange Board of India
Oct 3	The investor Education and protection Fund Authority (Form of Annual statement of Accounts) Amendment rules, 2024	Ministry of Corporate Affairs
Oct 9	The Companies (Adjudication of Penalties) Second Amendment Rules,2024	Ministry of Corporate Affairs
Oct 16	Guidance Note 1/2024 on provisions of the Direct Tax Vivad se Vishwas Scheme, 2024	Income Tax Department
Oct 17	Procedure for making declaration and furnishing undertaking in Form-1 under Rule 4 of The Direct Taxes Vivad Se Vishwas Rules, 2024	Income Tax Department
Oct 15	The Guidelines for Prevention and Regulation of Greenwashing or Misleading Environmental Claims, 2024	Consumer Affairs

## ご案内

弊事務所では、新規取引に関する契約書の作成やレビュー、雇用契約に関するご相談、債権回収に関するご相談、日本語での解説、書類の用意、手続き代行など、幅広く承っております。

例えば、顧問契約においては、お客様のご事情に沿ったサービス内容を検討し、お見積りをご提案しております。その他、顧問契約などの継続的なお取引のない方でも、案件ごとにご依頼いただけます。

また、事業の進め方や取引方法について、インドの法令に基づいて最善の方法を検討したいというお客様には、法令調査や関係機関へのヒヤリングなどの法律調査も承っております。

- ✓ 株式譲渡手続きをしたい
- ✓ 取締役、株主の変更手続きをしたい
- ✓ 支店から現地法人に変更したい
- ✓ 計画している事業について、外資規制があるか確認したい
- ✓ 雇用契約のリーガルチェックをして欲しい
- ✓ 契約書を作成して欲しい
- ✓ 契約書をレビューして欲しい
- ✓ 労働者のストライキへの対応について相談したい
- ✓ 従業員を解雇したいが、どのように進めればよいか
- ✓ 金銭トラブルを解決したい
- ✓ 法務に関する事案は日本の親会社の法務部が管轄するが、現地でのサポートが欲しい、etc....

といった方、個々の案件ごとにお見積りを差し上げております。突発的に生じる、契約書作成やレビュー、就業規則をはじめとする社内規定類の見直しなど、お気軽にお問合せください。

## 編集後記

ランチの時間にヒンディー語の指さし会話帳（右写真）を使って、パントリーにいるオフィスボーイを相手に少しヒンディー語をトライしています。お腹すいた（ブークラギー）やお腹いっぱい（ペールバルギヤー）などの食事に関わる言葉ばかり覚えます。。

本稿は、2024年 11月26日現在の情報に基づきます。



### TNY Services (India) Private Limited

Address: Unit No. 101, B 36-37, First Floor, IDC, Mehrauli-Gurgaon Road, Opposite Sector-14, Gurgaon, Haryana-122001, India

Email: [info@tnygroup.biz](mailto:info@tnygroup.biz)

Phone: +91 74282 85229

URL: <https://india.tny-legal.com>